

2026  
縁むすびカード

(鎌倉応援物価高騰対策電子商品券)

団体支援のご案内



**鎌倉市 産業課 産業担当**  
**(旧商工課 商工担当)**

はじめに

「縁むすびカード（鎌倉応援物価高騰対策電子商品券）」は、食料品などの物価高騰の影響を受けている市民に、カード型の商品券「縁むすびカード」を5,000円分配付し、食費などの生活支援を行うとともに、市内店舗等での消費活動を活発化させることを目的として実施します。

食費や居場所に悩む世帯に対しては、従前より子ども、青少年、障害者、高齢者や低所得者等に対し、多くのボランティアや市民団体が、さまざまな形で献身的に支援していただいておりますが、米など食材費の高騰などの影響を大きく受けながら活動することを余儀なくされています。

こうした活動を何らかの形で後押ししたいと願う市民の思いを、今回の縁むすびカードを使って支援していただけるような仕組みをつくりました。市民の皆様の善意の気持ちで、団体活動への支援を通じてかたちになる仕組みとなっておりますので、お気軽にご登録ください。

鎌倉市長 松尾 崇



## 1 対象団体の登録要件

対象となる団体は、次に示す事項に該当し、同意いただける団体です。

- (1) 非営利活動団体（任意団体、NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益財団法人など）であり、活動の内容を明示できること。
- (2) 鎌倉市内において、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子ども、青少年、高齢者、低所得者等への食事支援を非営利で行う団体であること。
- (3) 寄附金を受け取る時期が、縁むすびカードの利用期間終了後となること。  
また、市民からの募金を原資としているため、寄附金が少額または受け取れないということも想定されるため、こうした事情に同意すること。
- (4) 登録後、市民向けの活動紹介チラシ（A4版2枚以内）を作成し、市に10部提出すること。



## 2 対象団体の登録について

対象団体として登録されるには、手続きが必要です。

### (1) 登録受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月29日（金）までに、必要書類を整え、鎌倉市産業課（旧商工課）へご提出ください。

### (2) 応募に必要な書類

ア エントリーシート兼振込口座登録書

イ 貴団体の活動の内容が確認できる資料（チラシ等）

※その他、追加資料を求める場合があります。

### (3) 応募後の流れ

応募いただいた内容を審査し、該当する場合は登録のうえ、登録完了通知書をお送りします。

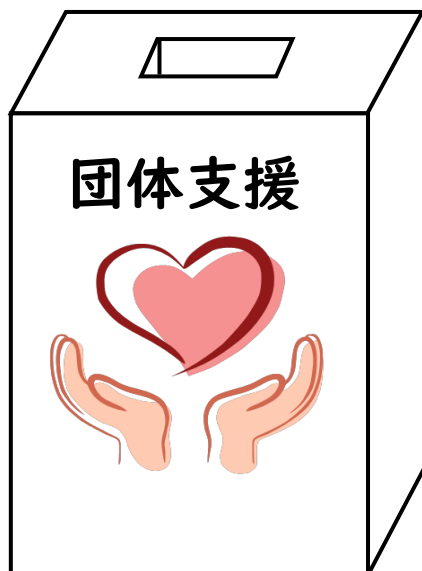
登録完了通知書が届きましたら、市民向けの活動紹介チラシ（A4版2枚以内）を鎌倉市産業課（旧商工課）へご提出ください。

### 3 寄附金の振込について

振込の時期は、令和8年10月頃を予定しています。

なお、寄附金については、縁むすびカードの使用期間終了後、団体ごとに金額を取りまとめのうえ、委託事業者を通じて、ご登録いただいた口座へ振込みます。

※市民からの募金を原資としているため、寄附金が少額または受け取ることができないということも想定されますので、ご承知おきください。



お問い合わせ

鎌倉市 産業課 産業担当（旧商工課 商工担当）

電話 0467-23-3000（代表） 内線 2355、2356

メール [shoko@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:shoko@city.kamakura.kanagawa.jp)